

令和3年度第4回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年8月5日

高松サンポート合同庁舎

北館702会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、高塚
 労働者側 大島、立石、土田、中村、藤田
 使用者側 綾田、窪田、友國、濱田、渡部

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正決定について
 (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び
 特定最低賃金改正決定について（諮問）
 (3) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第4回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料No.1 「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
 (報告)(写)」

でございます。不足等はありませんか。

(各委員より「はい。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

議題（１）の「香川県最低賃金の改正決定について」です。

本年度の香川県最低賃金の審議につきましては、６月３０日に諮問を受けて以降、４回の専門部会を開催し慎重に審議を進めてまいりました。

そして、本日開催いたしました第４回専門部会において、本審に対する報告を取りまとめたところですが、残念ながら全会一致には至らなかったため、この報告については、専門部会での多数決の採決により報告させていただくものとなります。

事務局から、専門部会報告書の写しを配付してください。

（事務局より専門部会報告書（写）を各委員に配付）

○柴田会長

事務局から、審議経過及び専門部会報告について説明をお願いします。

○賃金室長

本日までの審議経緯についてご説明いたします。

６月３０日の第１回本審におきまして、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を行い、７月１９日の第２回本審におきまして中央最低賃金審議会の目安伝達を行って、同日、第１回香川県最低賃金専門部会を開催いたしました。

そして、７月２７日に第２回専門部会を開催して、最賃の基礎調査結果を説明の後、金額審議に入りました。

その後、８月４日に第３回、本日第４回専門部会を開催して金額審議を重ねてまいりましたが、全会一致には至らず、専門部会での

採決の結果により、過半数の賛成をもって専門部会報告となったものです。事務局で報告書を説明いたします。

○賃金室長補佐

それでは、専門部会報告書を読み上げます。

令和3年8月5日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会部会長 柴田潤子

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月30日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の香川県最低賃金(時間額818円)は、令和元年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当専門部会として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記以下のお名前のお読み上げは省略させていただきます。

別紙 1

香川県最低賃金

1 適用する地域 香川県の区域

- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 848円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 818円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,578円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$818 \text{円} (\text{香川県最低賃金}) \times 1.738 (1 \text{箇月平均法定労働時間数}) \times 0.817 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 116,152 \text{円}$

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

この報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料を総合的に勘案した公益案を示し、専門部会の過半数の賛成を得て部会報告としたものであります。

この部会報告についてご審議いただき、本日、この部会報告により答申として取りまとめたいと考えております。

それでは、労使各側の専門部会委員からそれぞれ部会報告についてご意見をお願いします。

まず、労働者側の専門部会委員をお願いします。

○立石委員

私たち労働者側委員が専門部会において真摯に論議した結果ということで、答申の内容に沿いたいと思います。

○柴田会長

それでは次に使用者側の専門部会委員をお願いします。

○窪田委員

まず、コロナの感染が拡大していく中において、影響が深刻化しているところです。賃金の支払能力が既に一杯一杯の経営者がいるという深刻な事態が大きく改善されていないということで考えております。

そういう意味で、目安どおりとなったプラス 28 円という額には納得していないところで、使用者側としては反対の意見を述べさせ

ていただきましたけれども、最終、採決でこの金額になったと理解しております。

○柴田会長

ありがとうございます。それでは本審の委員の方から、ご意見、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは特にご意見がございませんので、採決により答申として取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、採決の手続きの説明をお願いします。

○賃金室長

最低賃金審議会令第5条第3項に基づき、会議に出席した委員のうち、会長を除いた委員の過半数をもって決することとなっています。可否同数のときは、会長の決するところによると規定されています。

現在、会長を除いた出席委員は14名ですので、過半数は8名となります。

以上です。

○柴田会長

それでは、本審議会として、専門部会報告内容で答申することとしてよろしいかの採決を行います。

挙手のほどお願いします。

まず、反対の方、5名です。それでは賛成の方、9名です。

賛成が9名、反対が5名でございます。

よって出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会

の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

○賃金室長

答申文（案）作成のため10分程度お時間をいただきます。

（答申文（案）作成のため10分程度休憩）

○柴田会長

それでは事務局は答申文（案）を配付してください。

（事務局より答申文（案）を各委員に配付）

○柴田会長

事務局は答申文（案）を読み上げてください。

○賃金室長補佐

それでは答申文（案）を読み上げます。

（案）

令和3年8月5日

香川労働局長 松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け香労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額818円）は、令和元年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の

維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。

別紙 1

香川県最低賃金

- 1 適用する地域 香川県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 848円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 件名 | 香川県最低賃金 |
| (2) 最低賃金額 | 時間額 818円 |
| (3) 発効日 | 令和元年10月1日 |

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,578円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (註) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

$$818 \text{ 円 (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,152 \text{ 円}$$

以上です。

○柴田会長

答申文についてご確認いただきましたでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

それでは、労働局長あて答申いたします。

(会長から答申文を労働局長へ手交)

○松瀬労働局長

ありがとうございました。私から一言御礼申し上げます。

香川県最低賃金につきましては、6月30日に諮問を行い、本日まで本審を4回、専門部会を4回開催させていただき、熱心にご審議いただきました。本日、答申を取りまとめていただき、あらためて、深く感謝申し上げる次第でございます。

残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、今後は所定の手続きを経たのち、すみやかに本日の答申の内容に沿って、本年度の香川県最低賃金を決定させていただきたいと存じます。

また、香川労働局といたしましては、改正された最低賃金額の周知に努めますとともに、その履行確保に最善を尽くすほか、中小企業・小規模事業者への支援とされる業務改善助成金等が業況の厳しい事業主等にも活用されるよう積極的に取り組んでまいります。

委員の皆様には、今後とも賃金行政に対して特段のご支援をお願い申し上げますとともに、今後予定されております特定最低賃金の金額審議につきましても、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○柴田会長

労使各側委員の皆様方には、慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

残念ながら全会一致での答申には至りませんでした。本日、結審、答申の運びとなり、香川県最低賃金の改正審議をすべて終了することができましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

事務局から何かありますか。

○賃金室長

ご答申いただきましたことを受けまして、本審終了後、香川県最低賃金の答申について、報道機関への発表を行います。

次に答申後の事務手続についてご説明いたします。

異議申出公示 令和3年8月5日（木）

異議申出締切日 令和3年8月20日（金）

官報公示予定日 令和3年9月1日（水）

発効日は、令和3年10月1日（金）の法定発効となります。

なお、8月20日（金）までに異議申出がなされた場合につきましては、8月23日（月）午前10時から本審を開催して、当該異議申出についてのご審議をいただくこととなりますので、日程の確保をお願いいたします。

異議申出がなければ、本審は開催いたしません。

また、本日答申をいただきましたので、予備日として設けさせていただきます、明日8月6日（金）の専門部会及び本審は開催いたしませんので、ご了承願います。

以上です。

○柴田会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

○窪田委員

意見というよりは労働団体、労働局へのお願いです。

今回の引上げ額について事業者としましては、コロナ禍が長期化し収束が見えない中で、困窮の度合いが大きい事業者ほど引上げによる負担が大きくなり、事業の継続、雇用の維持確保に影響が出る可能性が大きいと考えているところです。審議の中でも労働者側委員から生産性の向上というお話がございました。

ただ、生産性の向上には事業者の機械の購入ですとか更新といったようなことだけではなく、労働者側の協力が是非とも欠かせないところです。そういった意味で、労働団体にも今後ともご協力をお願いしたいと思います。

また、労働局においても事業者への最大限の支援をよろしく願いしたいと思います。

○柴田会長

ご意見は受け賜りました。

それでは、議題（2）の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

本件につきましては、7月27日の第3回本審におきまして、労働局長から「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただき、同日、運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果が資料のとおり取りまとめられておりますので事務局からご報告申し上げます。

読み上げて報告させていただきます。

○賃金室長補佐

それでは、運営小委員会報告文を読み上げます。

令和3年7月27日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、令和3年7月27日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおりである。

別紙のお名前の読み上げは省略させていただきます。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報

通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

無いようですので、ただ今の報告文について、ご承認いただけますでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

ありがとうございます。運営小委員会報告についてご承認いただきましたので、この内容で本審議会から労働局長あてに答申することといたします。

それでは、事務局から答申文（案）を配付してください。

(事務局より答申文（案）を各委員に配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長補佐

それでは答申文（案）を読み上げます。

(案)

令和3年8月5日

香川労働局長 松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業

最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上です。

○柴田会長

ただいまの答申文(案)についてご承認いただけますでしょうか。

(各委員より「異議なし。」の声あり)

○柴田会長

ありがとうございます。それではこれを答申文として労働局長へ答申いたします。

(会長から答申文を労働局長へ手交)

○松瀬労働局長

ただ今は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会での効率的なご審議を経て、速やかな答申をいただき誠にありがとうございました。

この答申を尊重しまして、特定最低賃金額の改正のご審議をお願いする「改正決定」の諮問をさせていただきたいと思っております。

これら4業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞ

よろしくお願ひ申し上げます。

(労働局長から諮問文を会長へ手交)

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

(事務局より諮問文(写)を各委員へ配付)

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金室長補佐

それでは、諮問文を読み上げます。

香労発基 0805 第 1 号

令和 3 年 8 月 5 日

香川地方最低賃金審議会会長 柴田潤子 殿

香川労働局長 松瀬貴裕

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

○ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号)

○ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)

○ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号)

○ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通

信機械器具製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号)

以上です。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

ただ今の労働局長からの諮問について、ご意見、ご質問等はございますか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○柴田会長

それでは、4つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることにいたします。

この審議に当っては、専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

本日、4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示を行います。

専門部会の委員につきましては、推薦の締切りを 8 月 20 日(金)とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ 3 名ずつとし、昭和 61 年 2 月 14 日の中央最低賃金審議会答申で示された運用方針(1(3)ロ)に基づき、3 名のうち少なくとも 2 名につきましては、関係する産業の代表の方にお問い合わせすることになります。

また、本日、最低賃金法第 25 条第 5 項及び同法施行規則第 11 条第 1 項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、8月31日（火）までにお願ひできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取としているところでございます。

以上です。

○柴田会長

今説明がありましたように、4つの特定最低賃金について専門部会を設置するという事、各専門部会の委員の推薦は8月20日（金）までに、関係労使の意見書の提出は8月31日（火）までに、それぞれしていただくということ、そして、参考人の意見聴取方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

（各委員より「異議なし。」の声あり）

○柴田会長

それでは、4つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人の意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

次に、議題（3）の「その他」に入ります。

各委員の方で何かございますか。

よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○賃金室長

特定最低賃金の各専門部会の委員の任命手続きが出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力

発生日については、令和3年12月15日を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は10月14日（木）までをお願いすることとなります。

以上です。

○柴田会長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

（各委員より「ありません。」の声あり）

○柴田会長

事務局の方で何かありますか。

○賃金室長

ありません。

○柴田会長

それでは、以上をもちまして、第4回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

――了――